

資料編

資料 1. 参考資料

資料 1.1 用語解説	65
資料 1.2 関係例規	69

資料 2. 計画の策定経緯

資料 2.1 環境基本計画の策定体制	80
資料 2.2 環境基本計画改定の検討経過	80
資料 2.3 委員名簿	82
資料 2.4 パブリックコメント及び市民説明会	84
資料 2.5 ワークショップの概要	85
資料 2.6 市民・事業者及び関係団体への意識調査（アンケート）	88

資料1. 参考資料

資料 1.1 用語解説

アルファベット／数字

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、10mg/L 以上で悪臭の発生等がみられる。

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量のこと。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、COD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになる。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）と呼ばれる半導体素子のこと。発光ダイオードを使用した照明器具は、白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ないことが特徴。

TJ

テラ・ジュールの略号。テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位。

4R

ごみの減量に有効とされる、頭文字がRで始まる次の4つの行動のこと。

Refuse（リフューズ） 発生回避 ごみになるものを買わない、断ること

Reduce（リデュース） 排出抑制 ごみの量を減らすこと

Reuse（リユース） 再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと

Recycle（リサイクル） 再生利用 使ったものを資源として再利用すること

ア 行

アドプト制度

市民団体や企業等の団体が、市が管理する道路や公園等の公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度のこと。

雨水浸透ます

降った雨水を地中に浸透させる施設のひとつ。底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる枡（ます）。

エコパートナーシップ制度

環境保全に関する取組を推進するため、環境保全に取り組む市民をエコパートナーとして認定する制度のこと。

エネルギーマネジメントシステム（EMS）

電力の使用状況の可視化や、節電の調整を行うシステムのこと。

エネルギーリカバリー

廃棄物を焼却することで発生する熱エネルギーを回収して、発電等に利用すること。

屋上緑化

建築物の屋上部分を緑化すること。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度上昇の軽減等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガス等がある。

カ行

外来種

もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物のこと。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがある。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステムのこと。利用段階の反応物として水しか排出しない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることができる。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のために維持されることが望ましい値として、大気、水、土壌、騒音等の環境保全に取り組む上で目標となる基準のこと。

サ行

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で資源が枯渇しない、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーのこと。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして導入・普及が促進されている。

資源化率

総ごみ量（ごみ量と資源化量）に占める総資源化量の割合のこと。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の、従来の自動車に比べ二酸化炭素排出量が低減された自動車のこと。政府は、令和12（2030）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で使われるようになった用語で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。平成12（2000）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」の中では、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。

食品ロス

売れ残りや食べ残り等により、食べることでできる状態にある食品が廃棄されること。

水素エネルギー

水素を燃焼させ、酸素と結びつけることで発生するエネルギーのこと。このエネルギーを利用した発電では二酸化炭素（CO₂）を排出しない。

生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがあり、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。

タ行

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったときに発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたもの。太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがある。

立川段丘

武蔵野台地に見られる河岸段丘の一つ。多摩川に近い段丘が立川段丘、それより一段高い段丘が武蔵野段丘と呼ばれる。

脱炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）排出量をゼロにすること。平成 28（2016）年 11 月のパリ協定発効を受けて用いられるようになり、国の第五次環境基本計画においても「脱炭素」の用語が用いられている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

平成 9（1997）年の京都議定書の採択を受けて、平成 10（1998）年に策定・公布された法律のこと。国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定め、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることをめざしている。

沖積低地

河川の堆積作用によって形成された平野、もしくは沖積層によって形成された平野のこと。扇状地、後背湿地、自然堤防、三角州などの地形が形成される。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

適応策

温室効果ガスの排出量を減らす温暖化緩和策を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくための対策のこと。具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防等があげられる。

電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車のこと。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ないことが特徴。

特別緑地保全地区

都市計画区域内のうち景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。

ナ行

燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって、直接電気エネルギーに変換する装置のこと。

ハ行

排出係数

電力やガス等のエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

発生抑制

廃棄物の発生要因となる行為を取りやめたり、廃棄物の基になる資源の入力（資材や原料の購入等）を抑制したりすること。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」とも言える。

ビオトープ

森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟等、地域に生息する野生の生きものが生息する一定程度まとまった場所のこと。

壁面緑化

建築物の壁面部分に行う緑化のこと。

放射性物質

放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。

マ行

緑のカーテン

アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのツルが巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて緑化を行う取組のこと。

資料 1.2 関係例規

○狛江市環境基本条例

(平成9年3月31日条例第5号)

(前文)

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため将来都市像の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存等、生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全

等に関すること。

(5) 資源の循環的な利用，エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(6) 地球温暖化の防止，オゾン層の保護，熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，環境への負荷の低減に関すること。

2 市は，事業者及び市民が環境への負荷を低減するために，適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。

3 市は，環境の保全等を図るうえで，市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ，環境の保全等に関する施策に，これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は，環境の保全等について，必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は，その日常生活において，環境への負荷を低減するとともに，公害の防止，自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

3 市民は，前2項に定めるもののほか，市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，事業活動を行うに当たっては，環境への負荷を低減するとともに，その事業活動に伴って生ずる公害を防止し，並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は，その事業活動に係る製品その他のものが使用され，又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は，前2項に定めるもののほか，その事業活動について，市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国，東京都等との協力)

第7条 市は，環境の保全等を図るため，広域的な取組を必要とする施策について，国，東京都，その他の地方公共団体と協力して，その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は，環境の保全等に関して，市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は，前項に規定する申出があったときは，狛江市環境保全審議会の意見を聴いて，適切な措置を講じなければならない。

3 市長は，申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は，環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，狛江市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は，環境の保全等について，次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

- 2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

- 2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第16条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第17条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応

じて評価するものとする。

(環境学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第19条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第20条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(公表)

第21条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第5章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第22条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第23条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業（以下「開発事業等」という。）については、開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業者等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

- 第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
- (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月11日条例第25号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○狛江市環境保全審議会運営規則

(平成10年8月25日規則第33号)

(目的)

第1条 この規則は、狛江市環境基本条例（平成9年条例第5号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第24条第4項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 市民（公募による） | 8人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2人以内 |
| (3) 事業者 | 2人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1人以内 |

2 前項第1号及び第4号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第24条第8項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

- 2 部会は、審議会委員をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。
- 4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。
- 5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条、第4条及び前条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第1項及び第3項並びに前条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 11 月 11 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 12 月 25 日規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 13 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 18 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 5 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 5 月 15 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

○狛江市環境基本計画推進本部設置要綱

(平成 15 年 12 月 8 日要綱第 91 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号）第 9 条に規定する環境基本計画（以下「基本計画」という。）の総合的な推進を図ることを目的として、狛江市環境基本計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、基本計画の総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び基本計画の進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、部員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 本部の庶務は、環境政策課が行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日要綱第 40 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日要綱第 37 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 5 月 15 日要綱第 88 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 9 月 10 日要綱第 93 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	環境部長
部員	議会事務局長
部員	企画財政部長
部員	総務部長
部員	市民生活部長
部員	福祉保健部長
部員	児童青少年部長
部員	都市建設部長
部員	教育部長

○狛江市環境基本計画庁内委員会設置要綱

(平成10年7月7日要綱第50号)

(設置)

第1条 狛江市における環境基本計画の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市環境基本計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市環境基本計画に関する検討及び施策の推進に関すること。
- (2) 施策事業の達成状況の報告及び情報提供に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人をもって組織する。

2 委員は、環境部長並びに別表に掲げる狛江市の環境行政の施策に関する所管課の課長職をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、環境部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、環境政策課長とし、委員長を補佐する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年6月29日要綱第48号)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日要綱第56号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日要綱第40号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日要綱第 9 号）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 1 月 22 日要綱第 7 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 1 月 19 日要綱第 2 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日要綱第 37 号）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 6 月 19 日要綱第 95 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

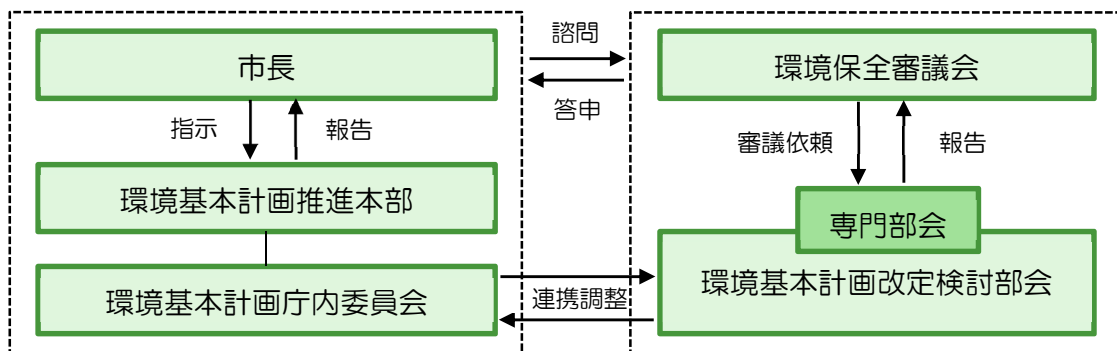
付 則（平成 26 年 5 月 15 日要綱第 88 号）
この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表

狛江市の環境行政の施策に関する所管課
政策室長
総務課長
地域活性課長
清掃課長
環境政策課長
道路交通課長
まちづくり推進課長
下水道課長
指導室長
社会教育課長

資料2. 計画の策定経緯

資料 2.1 環境基本計画の策定体制



資料 2.2 環境基本計画改定の検討経過

狛江市環境保全審議会

回数	開催日	内容
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 4 月 20 日	「狛江市環境基本計画」の改定について（諮問） 環境基本計画の改定の検討体制について
第 2 回	9 月 28 日	狛江市環境基本計画改定検討部会の部会員及びアンケート調査の実施状況について
第 3 回	平成 31 年 1 月 25 日	狛江市環境基本計画の改定に係る各会議体の開催状況について 狛江市環境基本計画における基本目標の設定方針（案）について
第 4 回	3 月 28 日	狛江市環境基本計画改定部会からの中間報告について 「狛江市環境基本計画」の改定に係る中間答申（案）について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 7 月 30 日	狛江市環境基本計画の骨子（案）について 温室効果ガス削減目標の考え方について
第 2 回	9 月 27 日	狛江市環境基本計画のたたき案について
第 3 回	10 月 16 日	狛江市環境基本計画の素案について パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 4 回	令和 2 年 2 月 7 日	狛江市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント 及び市民説明会の実施結果について 狛江市環境基本計画の案について

狛江市環境基本計画改定検討部会

回数	開催日	内容
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 7 月 13 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会員・事務局紹介 2. 部会長の選出及び職務代理の指定について 3. 狛江市環境基本計画の改定検討体制について 4. 狛江市環境基本計画改定に係るアンケート案について
第 2 回	11 月 21 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画改定に係るアンケート調査の結果について 2. 狛江市環境基本計画の評価について 3. 次期計画の基本目標の検討方針（案）について
第 3 回	平成 31 年 2 月 8 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の方向性（案）について 2. 狛江市環境基本計画改定の中間答申（案）について 3. 狛江市環境基本計画改定に係る平成 31 年度の検討手順について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 5 月 17 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の改定及び（仮称）狛江市生物多様性地域戦略の策定に係る中間答申について 2. 狛江市環境基本計画改定に係る平成 31 年度の検討手順について 3. 狛江市環境基本計画の環境像について 4. 狛江市環境基本計画の構成について 5. 市民ワークショップの開催について
第 2 回	7 月 4 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の策定スケジュールについて 2. 温室効果ガス削減目標の考え方について 3. 狛江市環境基本計画の施策体系と指標設定の考え方について
第 3 回	8 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. エコ体験型ワークショップ実施報告について 2. 施策の方向性等について 3. 重点環境プロジェクトについて
第 4 回	10 月 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の素案について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 5 回	令和 2 年 1 月 21 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 2. 狛江市環境基本計画の案について

資料 2.3 委員名簿

狛江市環境保全審議会委員名簿

◎：会長 ○：職務代理

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎田中 充	法政大学 社会学部教授	
	○馬場 健司	東京都市大学 環境学部教授	
事業者	松村 俊孝	東京ガス株式会社	令和元年5月23日まで
	桑原 一将	東京ガス株式会社	令和元年5月24日から
市民	薄井 東子	公募市民	
	加古 厚志	公募市民	令和2年1月6日まで
	杉本 一正	公募市民	
	世木 義之	公募市民	
	大門 ミサ子	公募市民	
	増田 善信	公募市民	令和2年1月6日まで
	松井 美枝子	公募市民	平成30年7月31日まで
環境の保全等に関する行政機関の職員	松島 正	公募市民	令和2年1月7日から
	清水 明	環境部長	

狛江市環境基本計画改定検討部会委員名簿

◎：部会長 ○：職務代理

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎田中 充	法政大学 社会学部教授	環境保全審議会委員
	○神村 佑	東京学芸大学 環境教育研究センター 共同研究員	環境保全実施計画 推進委員会委員
事業者	秋元 慈一	有限会社秋元商店	狛江市商工会推薦
	松村 俊孝	東京ガス株式会社	環境保全審議会委員 令和元年5月23日まで
	桑原 一将	東京ガス株式会社	環境保全審議会委員 令和元年5月24日から
市民	薄井 東子	公募市民	環境保全審議会委員
	大矢 美枝子	公募市民	環境保全実施計画 推進委員会委員
	勝又 壽美江	公募市民	
	櫻井 正子	公募市民	
環境の保全等に関する行政機関の職員	植木 崇晴	環境部 環境政策課長	

狛江市環境基本計画推進本部委員名簿

◎：本部長 ○：副本部長

職名	氏名	備考
副市長	◎水野 穰	平成31年3月31日まで
	◎平林 浩一	平成31年4月1日から
環境部長	○清水 明	
議会事務局長	小川 啓二	
企画財政部長	高橋 良典	
総務部長	上田 智弘	平成31年3月31日まで
	石橋 啓一	平成31年4月1日から
市民生活部長	榎本 正樹	平成31年3月31日まで
	鈴木 実	平成31年4月1日から
福祉保健部長	石橋 啓一	平成31年3月31日まで
	浅見 秀雄	平成31年4月1日から
児童青少年部長	石森 準一	
都市建設部長	小俣 和俊	
教育部長	平林 浩一	平成31年3月31日まで
	上田 智弘	平成31年4月1日から

狛江市環境基本計画庁内委員会委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

職名	氏名	備考
環境部長	◎清水 明	
環境政策課長	○植木 崇晴	
政策室長	田部井 則人	
総務課長	小川 みゆき	平成31年3月31日まで
	中村 貞夫	平成31年4月1日から
地域活性課長	片岡 晋一	
下水道課長	一瀬 隆文	
清掃課長	星野 英記	
まちづくり推進課長	三宅 哲	
道路交通課長	遠藤 慎二	
指導室長	柏原 聖子	平成31年3月31日まで
	小嶺 大進	平成31年4月1日から
社会教育課長	安江 真人	平成30年9月30日まで
	加藤 達朗	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで
	白鳥 幹明	平成31年4月1日から

資料 2.4 パブリックコメント及び市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会の実施概要について

<p>パブリック コメント</p>	<p>実施期間：令和元（2019）年 11 月 15 日（金）から 12 月 16 日（月）まで</p> <p>公表方法：広報こまえ（令和元（2019）年 11 月 15 日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧</p> <p>提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信</p> <p>対 象 者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>提出者数：6名 意見件数：17件</p>
<p>市民説明会</p>	<p>■第1回 日時：令和元（2019）年 11 月 23 日（祝）午後2時から 場所：狛江市役所 502・503 会議室 参加者数：5名</p> <p>■第2回 日時：令和元（2019）年 11 月 27 日（水）午後7時から 場所：狛江市防災センター4階会議室 参加者数：0名</p>

パブリックコメントでの主な意見（概略）

- ・「グリーンインフラ」の視点を取り入れた自然環境の保全・回復を進めてほしい。
- ・戸建住宅、マンション等で住人が手軽に取り組める緑化活動を推進してほしい。
- ・フードロス問題への取組は、分野横断的に取り組むべきである。
- ・気候変動による災害が頻発しており、対応策を充実させていく必要がある。
- ・目標達成に向けて、市民活動の活性化につながる意識高揚に取り組んでほしい。
- ・その他具体的な事業の提案※
 公共施設の電力を再生可能エネルギー由来のものへ切り替えるべき。
 庁用車への燃料電池自動車の導入を進めて欲しい。
 エネルギーの地産地消に対する支援を検討して欲しい。 等

※具体的事業に関する提案については、今後、本計画で掲げる施策に沿った事業を検討する中で参考としていきます。

資料 2.5 ワークショップの概要

第 1 回	日時	令和元（2019）年 6 月 29 日（土） 12 時 30 分～17 時 00 分
	場所	パナソニックリビングショールーム、TOYOTA MIRAI ショールーム
	参加人数	18 名
第 2 回	日時	令和元（2019）年 7 月 6 日（土） 9 時 00 分～12 時 00 分
	場所	狛江市役所、調布市多摩川自然情報館
	参加人数	19 名
第 3 回	日時	令和元（2019）年 7 月 27 日（土） 13 時 00 分～15 時 20 分
	場所	狛江市役所
	参加人数	17 名

第 1 回

パナソニック リビングショールームの見学

- ・あかりのエコ教室
- ・最新省エネ生活体験（ショールーム見学）

（参加者の感想）

- ・LED と白熱電球の比較が印象に残った
- ・3、4年前に比べてエコ製品がどんどん進化していた
- ・キッチンが素晴らしく、自分でも欲しい
- ・IoT を活用した生活が興味深かった

＜あかりエコ教室の様子＞



＜ショールーム見学の様子＞

TOYOTA MIRAI ショールームの見学

- ・水素ステーション見学
- ・MIRAI（燃料電池自動車）ショールーム見学
- ・MIRAI 試乗

（参加者の感想）

- ・水素社会が進むとよい
- ・水素で走れる車に乗れる体験ができるのはすごい
- ・全てが興味深かった
- ・水素ステーションの利用客も来ていて実体験が聞けた
- ・水素エネルギーは家計の面でもエコだとわかった

＜水素ステーション見学の様子＞



＜MIRAI ショールーム見学の様子＞

第2回

狛江市職員及び狛江市環境基本計画策定支援事業者による講演

- ・講演のテーマ「主体的な実践につなげる人づくり・地域づくり」
「再生可能エネルギーを取り巻く状況～太陽光発電を中心に～」

調布市多摩川自然情報館の見学

- ・屋上太陽光発電設備の見学
- ・館内見学

(参加者の感想)

- ・他人事だと思っていたが、少し身近に考えられるようになった
- ・自然エネルギーを考えるよい機会となった
- ・太陽光をもっと活用したほうがよいと感じた

<屋上太陽光発電設備見学の様子>



<館内見学の様子>

えねこやの見学

- ・電気を自給自足する移動式トレーラーハウス「えねこや」の見学

(参加者の感想)

- ・木のぬくもりや自家発電で過ごせることに感動した
- ・市民が日常的に見られる場所に来てほしい
- ・狛江にもあればよいと思った
- ・学習や災害時に有効利用できそうと思った

<えねこや見学の様子>



<えねこや見学の様子(内部)>

(一社) 調布未来のエネルギー協議会による講演

- ・講演のテーマ
「調布まちなか発電による地域協働事業」

(参加者の感想)

- ・人と人とのつながりの大切さを感じた
- ・狛江にも講師のような人材がいればと思った
- ・講演を多くの狛江市民に聞いてほしいと思った
- ・機会があれば自分もこのような事業に参加してみたい



<講演の様子>

第3回

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）による講演

・講演のテーマ「家庭でできる省エネのコツ ～かしこく暮らしてすてきにエコ～」

（講演の概要）

1. 一度やるとずっと省エネ
2. 少ないエネルギーで“快適”の工夫
3. 買替えてぐ～んと省エネ
4. 省エネの肝は、“お湯”の使い方



<講演の様子>

グループセッション

・市の職員を交え、5～6人を1グループとし、「地球温暖化を乗り越えるため、今、狛江市で実施すべき取組を考える」というテーマの基で、グループセッションを実施

シンキングタイム（個人）



個人発表・意見交換（グループ）



グループごとのまとめ（グループ）



グループごとの成果発表（全体）



<グループセッションの流れ>

<グループセッションの様子>

資料 2.6 市民・事業者及び関係団体への意識調査（アンケート）

意識調査（アンケート）の実施概要

項目	市民	事業者	町会・自治会	環境団体
対 象	16 歳以上の市民	市内で事業を営む 事業所	市内の町会・自治会	市内で活動を行って いる環境団体
配布数	1,000 人	50 社	30 の町会・自治会	20 団体
発送回収 方法	発送・回収ともに郵送方式			
実施時期	平成 30（2018）年 8 月 17 日～8 月 31 日			
回答実績	341 人(回答率 34%)	27 社(回答率 54%)	25 団体(回答率 83%)	15 団体(回答率 75%)

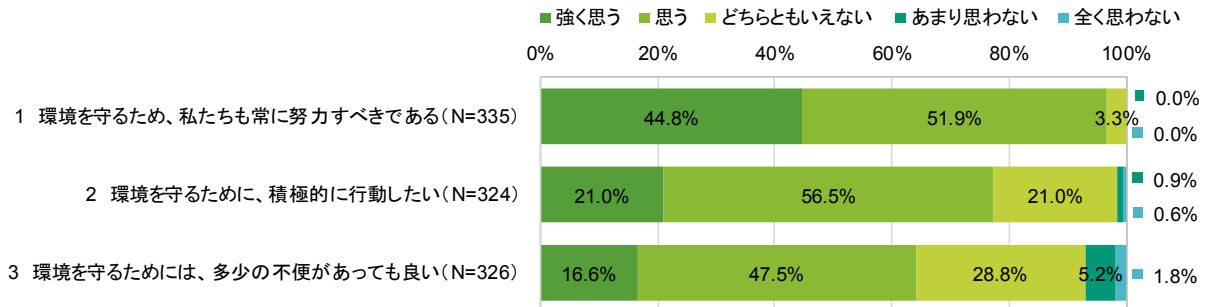
■アンケート発送団体

- ・ 狛江水辺の楽校運営協議会
 - ・ 環境を考える会狛江市実行委員会
 - ・ エネルギーシフトを実現するこまへの会
 - ・ NPO 法人フードバンク狛江
 - ・ 上和泉地域センター運営協議会
 - ・ 第二長寿会（老人クラブ）
 - ・ カラオケ 21（アドプト制度参加団体）
 - ・ 小高木（アドプト制度参加団体）
 - ・ レディース丁目（アドプト制度参加団体）
- 等

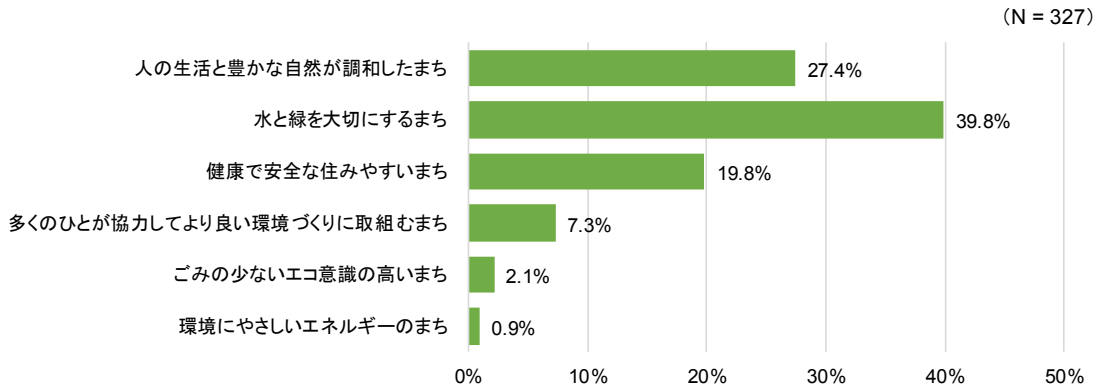
■意識調査の主な調査結果

(1) 市民

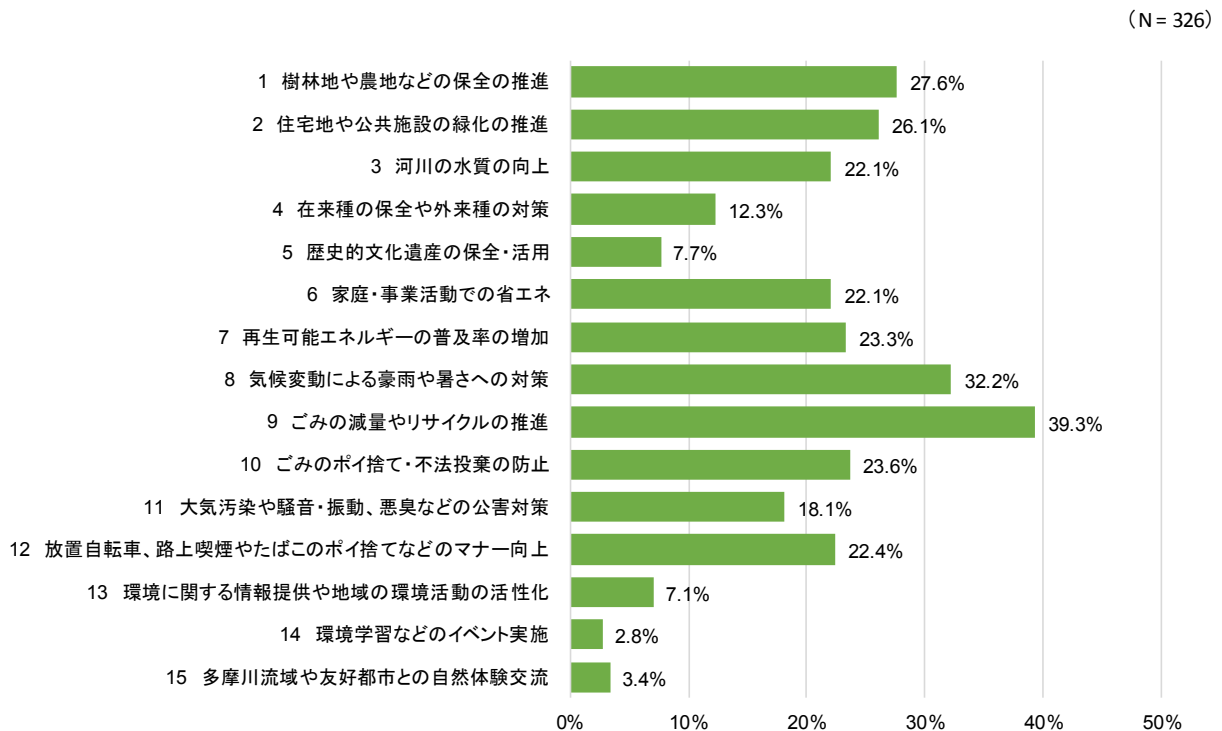
環境保全に対する考え方



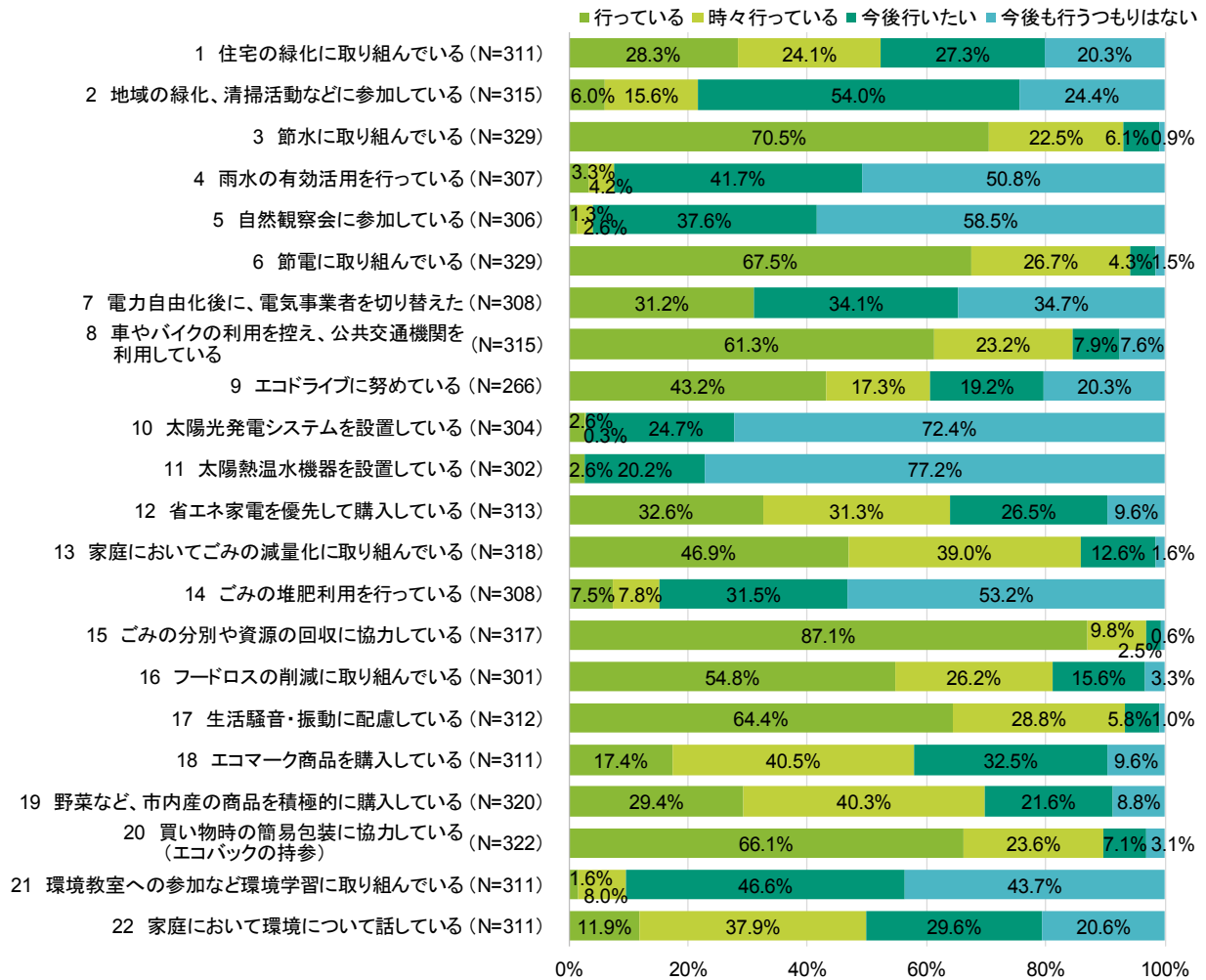
「狛江らしい」と感じられるフレーズ



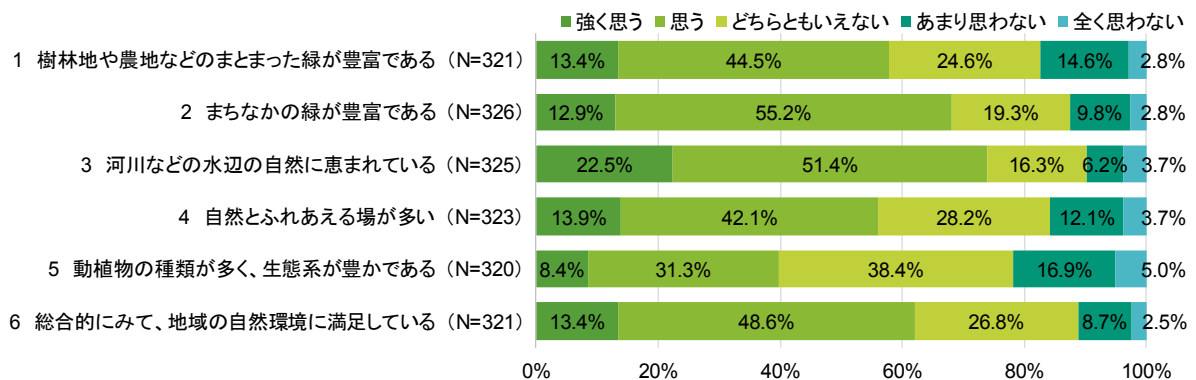
重要だと思う環境への取組（複数回答可・3つまで）



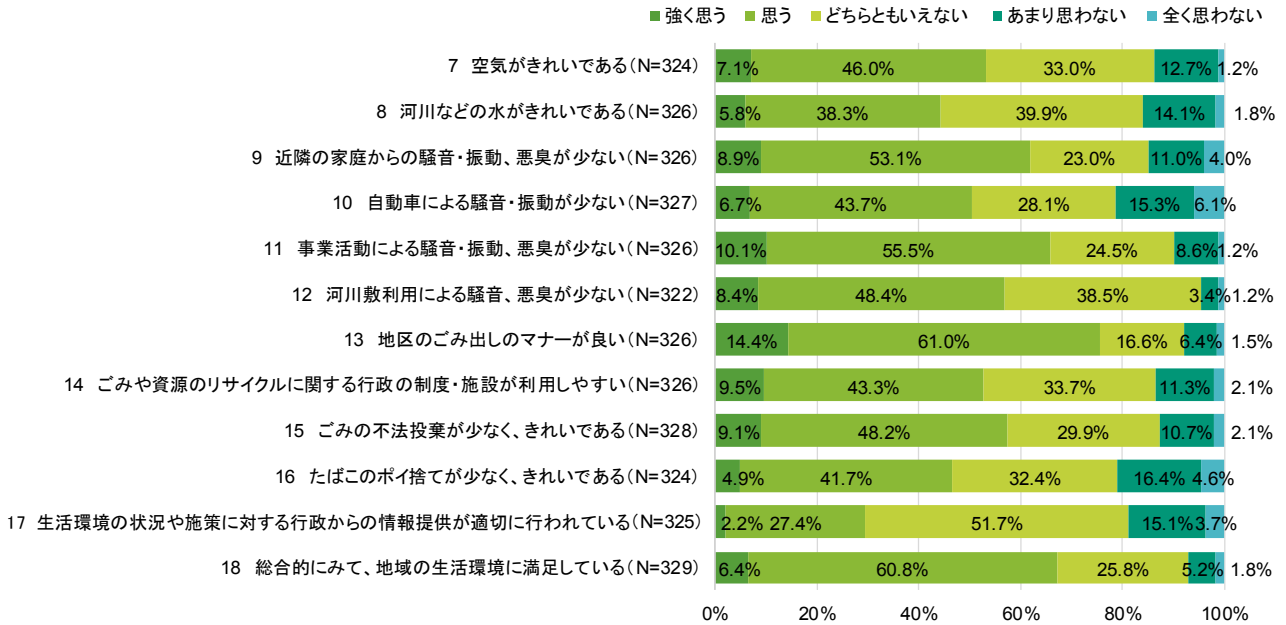
環境保全のための取組の状況



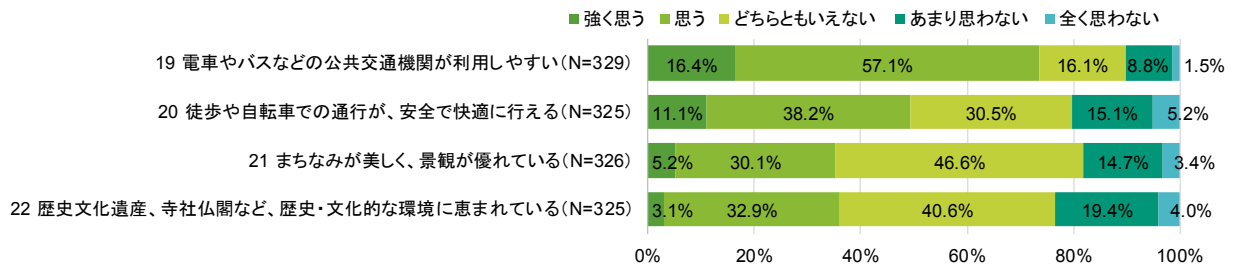
お住まいの地域環境（自然環境）について



お住まいの地域環境（生活環境）について

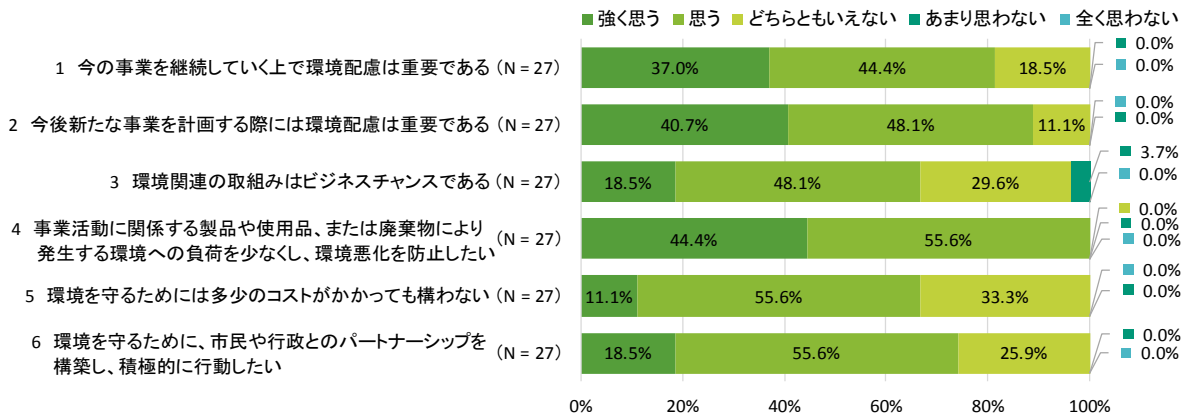


お住まいの地域環境（その他）について

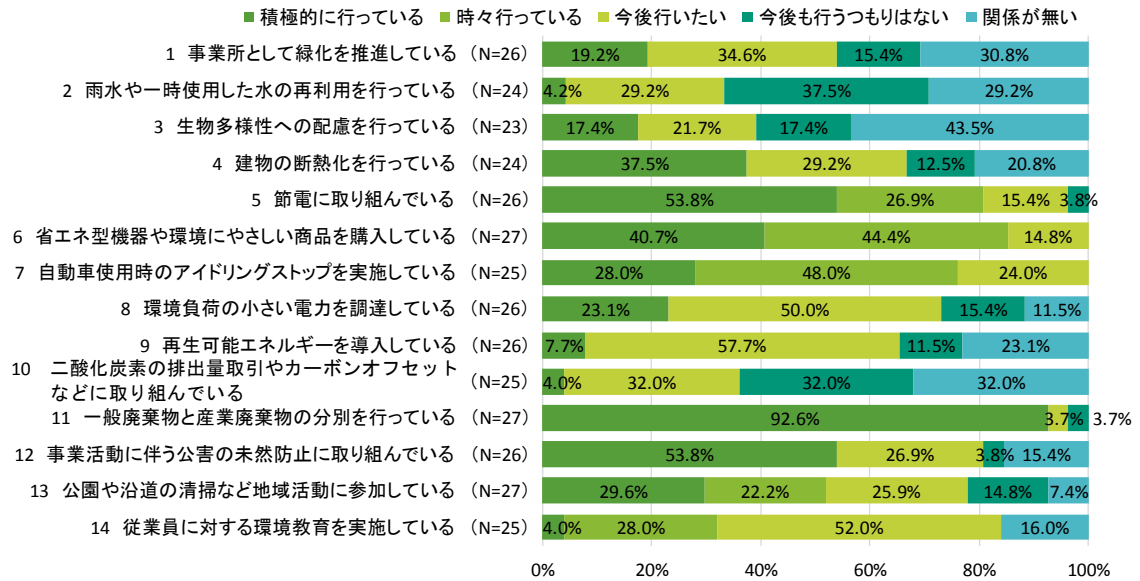


(2) 事業者

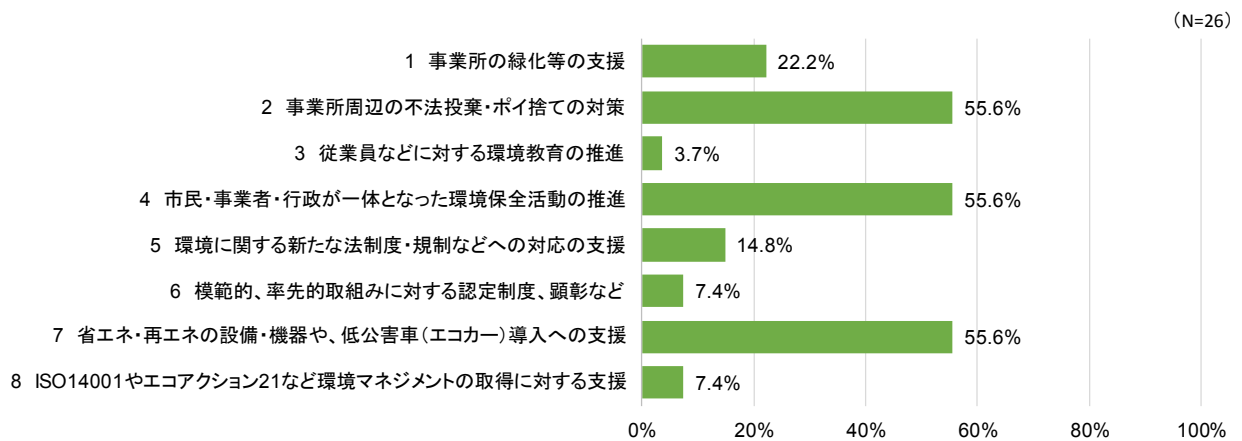
環境保全に対する考え方



環境保全のための取組の状況

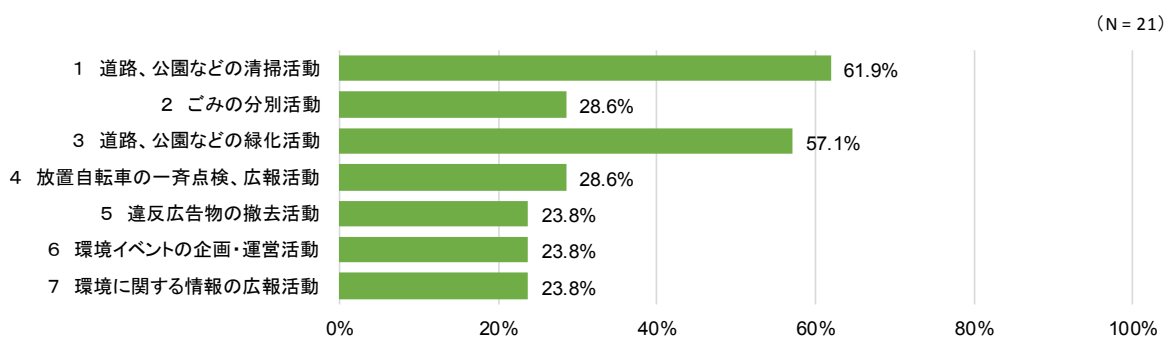


環境保全において粕江市に求めるもの（複数回答可・3つまで）



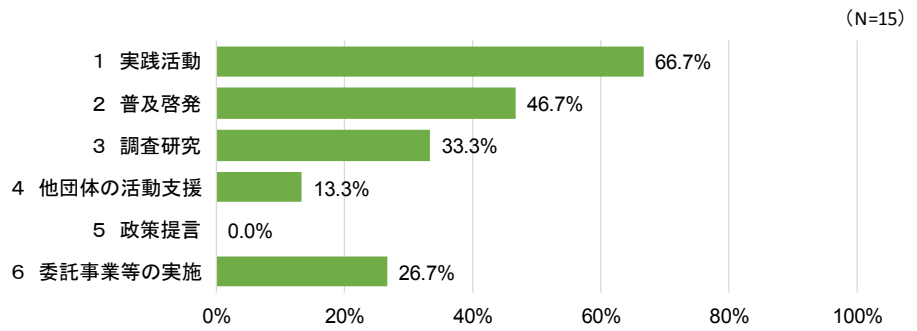
(3) 町会・自治会

今後の環境関連活動の必要性について（複数回答可）

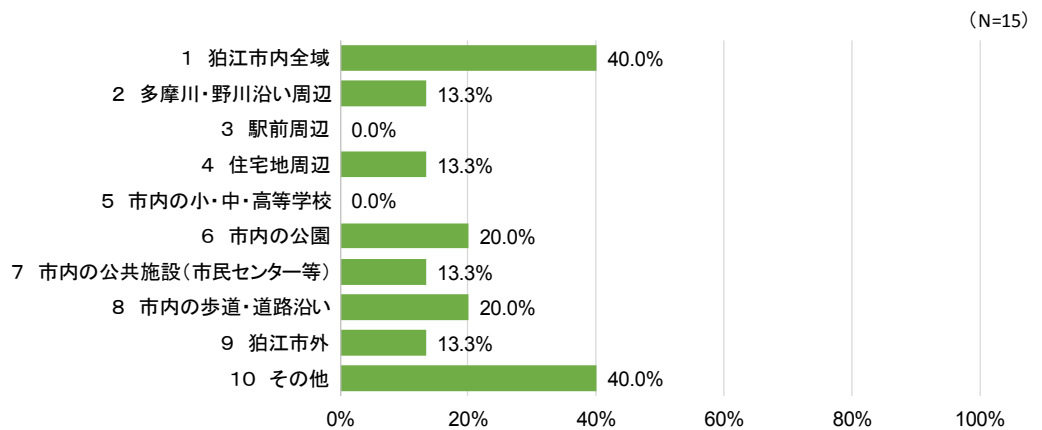


(4) 環境団体

活動の範囲（複数回答可）



主な活動場所（複数回答可）



活動を行う上で感じている課題（複数回答可）

